

2020年1月1日

お客さま各位

のと共栄信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 を踏まえた預金規定改定のお知らせ

1. 当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年4月1日より預金規定を改定いたします。

本改定に伴い、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、既に当金庫とお取引のあるお客さまにおかれましても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまに関する情報等を、再度ご確認させていただく場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合がございます。

2. 預金規定の改定について

(1) 改定の対象となる規定

① 流動性預金共通規定

※ 普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定の共通規定

② 定期性総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

(2) 預金規定の改定内容

以下の条項を新設・追加いたします。

※ なお、以下の条項番号等は、現状の「流動性預金共通規定」に沿ったものとなっておりますが、改定日には「民法の改正」に伴う預金規定の改定も予定しており、実際の改定日現在では条項番号等が変更となっている場合があります。

第7条（取引の制限等）… 新設

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用がない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第8条（解約等）… ④～⑦の号を追加

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認にあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第2項の定めにもとづき預金者が回答または届け出た事項について預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑥ 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

第10条（規定の変更等）… 新設

この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由が生じた場合、変更できるものとします。その場合、店頭掲示、当金庫のホームページへの掲示またはその他の方法で公表します。

以上